

《福岡県外国人技能実習生受入組合連絡協議会》 情報通信 第183号-続報⑮

今回のテーマ「技能実習法の施行状況検討の時期-続報⑮」について

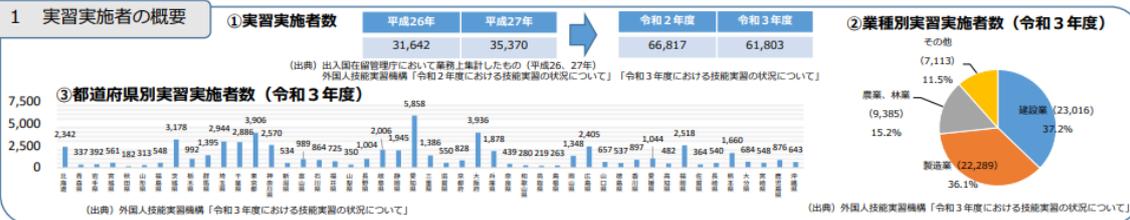
情報通信183号の続報です。6/14開催の技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議（第8回）の配布資料「技能実習制度の現状について」に外国人技能実習機構が実施したアンケートの集計結果など掲載されています。

実習実施者及び監理団体の概要

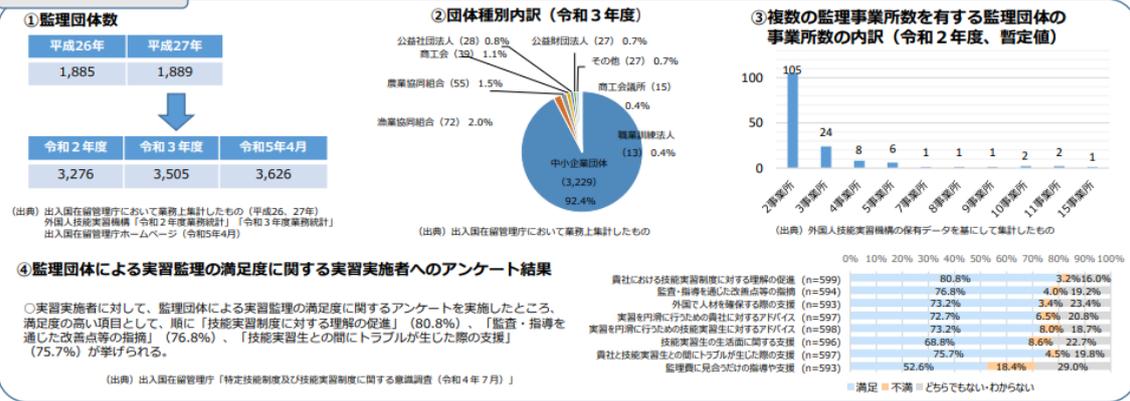


- 実習実施者数は、令和3年度時点で61,803機関と、平成27年から6年間で約1.7倍に増加。建設業と製造業で7割以上を占める。
- 監理団体数は、令和4年11月時点で3,599団体と増加傾向にある。団体種別では中小企業団体が9割を占める。
- 監理団体のうち、複数の事業所を設けているものは151団体（全体の約5%）。

1 実習実施者の概要



2 監理団体の概要



監理団体が実習実施者から徴収する監理費等の額



1 監理費の平均値

監理団体が実習実施者から徴収する監理費（注1）について、初期費用、定期費用及び不定期費用（注2）の各平均値は下表のとおり。

初期費用 （一人当たりの徴収額） （n=631）	定期費用（1号） （一人当たりの月額） （n=631）	定期費用（2号） （一人当たりの月額） （n=631）	定期費用（3号） （一人当たりの月額） （n=386）	不定期費用 （一人当たりの徴収額） （n=631）
341,402	30,551	29,096	23,971	154,780

（注1） 監理団体が技能実習法に規定する監理事業（実習生のあわせん及び実習監理）を行う上で、通常要する費用として実習実施者から徴収する経費（実費に限る。）であり、職業紹介費・講習費・監査指導費等が該当する。

（注2） 用語の説明

- 初期費用：監理団体が実習実施者から、外国人技能実習生1名を受け入れる際に最初に徴収する監理費
- 定期費用：監理団体が実習実施者から、定期的にきまって徴収する監理費
- 不定期費用：監理団体が実習実施者から、費用の発生ごとに徴収する監理費

（参考） 上記集計結果を基に、外国人技能実習生1名を受け入れるに当たって、技能実習修了までに要する費用の各平均値を合計（初期費用＋各号の定期費用の年額）すると、技能実習2号（3年間）までは約141万円、技能実習3号（5年間）までは約198万円であった。

2 監理費の内訳

監理団体が実習実施者から徴収した監理費の主な内訳は、以下のとおり。

- 初期費用：入国後講習に要する費用、募集・選抜に要する費用、入国後講習における手当
- 定期費用：監査・訪問指導費用、送出機関に支払う費用、帰国のための渡航費
- 不定期費用：一時帰国に係る渡航費、帰国のための渡航費、来日する際の初回の渡航費

3 監理費の種類別の平均値

	初期費用 （一人当たりの徴収額） （n=631）	定期費用（1号） （一人当たりの月額） （n=631）	定期費用（2号） （一人当たりの月額） （n=631）	定期費用（3号） （一人当たりの月額） （n=386）	不定期費用 （一人当たりの徴収額） （n=631）
職業紹介費	88,350	8,467	8,011	6,479	2,259
監査指導費	802	14,554	13,742	11,522	272
講習費	159,579	614	228	37	4,079
その他諸経費	92,671	6,916	7,114	5,934	148,171

（出典） 外国人技能実習機構「監理団体が実習実施者から徴収する監理費等の費用に係るアンケート調査」（令和4年1月24日公表）